

告示

埼玉県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

| 名称 | 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|------|-----|-----------------------|--------------------|
| | 開設者 | 名称 | | |
| 医療法人 岩崎小児科医院 | | 名称 | 医療法人 岩崎歯科小児科医院 | 医療法人 岩崎小児科医院 |
| 医療法人 慶聴会 矢澤クリニック北本 | 名称 | 名称 | 北本矢澤クリニック | 医療法人 慶聴会 矢澤クリニック北本 |
| 医療法人社団 祐友会 新美歯科医院 | 名称 | 名称 | 医療法人社団 祐友会 伊藤歯科医院 | 医療法人社団 祐友会 新美歯科医院 |
| なごみ訪問看護リハビリステーション | 名称 | 名称 | ケアーズなごみ訪問看護リハビリステーション | なごみ訪問看護リハビリステーション |
| 羽生訪問看護ステーション | 所在地 | 所在地 | 羽生市上岩瀬六六〇 | 羽生市下岩瀬四四六 |

二 指定施術機関

| 氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------|-------------------------------------|----------------------------|
| 成田 優美子 | 施術所所在地 | さいたま市北区宮原町三―四三六―一 ハイツ大宮宮原四〇 四 | さいたま市北区宮原町三―四三二―二 岸ビル一階 |
| 高松 愛美 | 施術所所在地 | さいたま市北区宮原町三―四三六―一 ハイツ大宮宮原四〇 四 | さいたま市北区宮原町三―四三二―二 岸ビル一階 |
| 岩本 賀奈夫 | 施術所名称 | カナオ治療院 所沢分院 | 所沢カナオ治療院 |
| 松浦 育代 | 施術所名称 | 有限会社 県民福祉 サービス治療院 もみの木 | 株式会社 もみの木 |